

# 1 教育問題について

## (1) 全国学力・学習状況調査について

これまでに蓄積されたデータや他県の取組なども踏まえ、本県の学力等の状況をどのように認識しているのか、また、これら学力等の向上に向けて今後どのような取組をされるのか伺う。

教育に関する2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、学力向上についてであります。

県教委では、これまでの本県の取組状況を分析いたしますとともに、学力調査の結果から成果の見られた他県の取組も参考にすることで、少人数学級化や少人数指導の充実、児童生徒一人ひとりの課題を把握した上での授業改善、家庭学習を促す働きかけなどに取り組んでいるところです。

こうした中、子どもたちの学力等の状況につきましては、学習に対する関心・意欲が向上し、基礎的・基本的な内容が定着しつつあるなど、改善が見られますものの、学んだことを活用する力や、自分で計画を立てて行う家庭での学習習慣の形成等が、引き続き課題であると捉えております。

このため、活用する力の育成につきましては、学力の状況に応じたきめ細かな指導体制の整備や、学力向上推進教員によるモデル授業をもとにした校内研修の活性化など、市町教委と一体となった取組を一層推進してまいります。

また、学習習慣の形成を図るため、子どもたちが家庭でも自主的に取り組める「やまぐち学習支援プログラム」の基本問題を拡充するなど、学校と家庭が連携した取組をさらに進めてまいります。

県教委といたしましては、学校の組織的な取組を強化いたしますとともに、子どもたちの育ちや学びを、地域ぐるみで見守り支援する体制づくりを一層推進しながら、学力向上に全力で取り組んでまいります。

## 1 教育問題について

### (2) 英語力の向上について

小学校の外国語活動において、小学生に身に付けさせることは何か、小学校の教員が備えるべきスキルは何か、その習得のためにどのような研修等により準備してきたのか、伺う。

また、導入後1年間を終えての成果及び今後の外国語教育に対する取組の方向性についても伺う。

次に、英語力の向上についてであります。

新学習指導要領の全面実施により、昨年4月から小学校5・6年生で行われている外国語活動では、子どもたちが外国語の音声や表現に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を身に付けることをねらいとしております。

こうしたことから、指導に当たる教員には、授業において、率先してコミュニケーション活動に取り組みながら、音声CDや電子黒板の活用、絵カード等の教材教具の工夫、外国語指導助手等と協力した効果的な指導を行うなど、子どもたちの意欲や興味・関心を高める指導力が必要となります。

このため県教委では、平成20年度から、全小学校教員を

対象に、実際の授業を想定した研修を県内各地で実施いたしますとともに、中学校におきましては、小学校の外国語活動を踏まえた英語教育の充実に向けた研修を行うなど、準備を進めてまいりました。

全面実施となり1年が経過する中、中学校と連携した取組等に課題は残りますものの、子どもたちには、英語で伝え合う楽しさを味わいながら、意欲的に活動する姿が見られるなど、取組は概ね順調に進められていると考えております。

県教委といたしましては、引き続き、市町教委と連携しながら、子どもたちの意欲を高める指導の工夫など、教員の指導力の向上を図りますとともに、小中学校の教員の相互乗り入れ授業や合同研修等、小中が連携した取組を一層推進し、外国語教育のさらなる充実に努めてまいります。

## 2 防災対策について

### (1) 災害対策拠点となる専用車両の導入について

災害対策を迅速に進めるためには、被災直後、できれば事前に現地の状況を常時詳細に、また、被災地のニーズを正確に把握して、情報を収集・発信することが求められる。

そのためには、被災地に職員が長時間留まり、災害対策本部との連携を密にすることが必要である。

災害対策拠点となる宿泊可能な災害用専用車両の導入を検討しては如何か。全国的には、既に三重県と鳥取県がマイクロバスを改造した車両を導入している。

災害対策拠点となる専用車両の導入について、所見を伺う。

防災対策に関して、災害対策拠点となる専用車両の導入についてお答えします。

災害現場の状況や被災地のニーズ等、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達することは、被害の拡大防止や住民を二次災害から守る応急活動を行う上からも重要であります。

このため、県では、現在、防災行政無線機を装備した各土木建築事務所の道路パトロール車や、本庁の防災専用車等を被災現地に派遣して、職員が直接、情報収集を行うほか、ヘリコプターからの映像送信や可搬型の衛星系防災行政無線機を活用して、災害対策本部との通信連絡が行える体制を構築しております。

また、災害時には、各県民局等に設置する災害対策地方本部を拠点として、被災市町と連携しながら、被災地の支援ニーズ等を把握し、被災状況に即した的確な応急活動等を実施することとしており、このような体制で、2年連続した豪雨災害にも対応してきているところです。

お尋ねの災害対策の拠点となる車両の導入につきましては、現在、県が保有する各種の災害関係車両の活用、消防本部や国土交通省が保有する後方支援車等との連携や役割分担などを踏まえた上で、備えるべき機能や運用方法、費用対効果などを十分検討する必要があると考えます。

従って、県といたしましては、既に導入している他県の状況等も参考にしながら、その必要性等について、検討してまいりたいと考えております。

## 2 防災対策について

### (2) 太陽電池式の街灯設置について

東日本大震災で津波被害を受けた石巻市内では、長期にわたり停電状態が続いたが、太陽電池式の街灯だけは毎晩光を発し、その明るさが有難かったという声を伺った。

暗闇で灯る「明りの大切さ」は生きる勇気を与えてくれ、県内でも一部で太陽電池式の街灯を見かけるようになった。

街灯と言えば、団地の公園や生活道路で防犯灯を兼ねたものが思い浮かぶ。これらは市町が管理するのだろうが、県でも道路や公園などで多くの街灯を設置していると思われる。この一部を太陽電池式にすることによって、初期費用は嵩むかもしれないが、平時には節電による経費の削減ができ、災害時には、避難時の誘導、避難場所の明かりとしての役割を果たすことができる。

まずは県が主導するかたちで、道路や公園の街灯を太陽電池式にと考えるが所見を伺う。

初めに、防災対策についてのお尋ねのうち、道路や公園の太陽電池式の街灯設置についてです。

まず、道路についてです。

道路照明は、交通事故の防止等を図る必要がある場合に設置するもので、国の設置基準で明るさ等が定められており、太陽電池を利用し基準を満たすためには、大がかりな発電や蓄電設備等が必要となることなどの課題があります。

このため、現時点では道路照明への導入は困難ですが、運転者の視線を誘導する反射板や警戒標識等の一部には太陽電池を利用したものを既に導入しており、これらについては、今後、利用を拡大してまいりたいと考えております。

次に、公園についてです。

東日本大震災以降、公園の防災機能強化が求められている中、太陽電池式の照明は、電源が不要で停電時にも利用できるなど、災害時に有用であり、また、公園に設置する場合には、設備が比較的小規模なもので済むと考えられます。

このため、今後、防災上必要な公園照明については、導入を検討してまいりたいと考えております。

### 3 土木建設行政について

#### (1) 中山間地域における公共事業費の確保について

山口県においても災害発生時、また冬季における除雪作業においても、建設業者の果たす役割は大きく、住民の大きな支えとなっている。

中山間地域の振興対策という意味でも、道路の維持管理、除雪などを地域の建設業者へ発注し、さらには複数年契約するなどの配慮が必要と考える。そうすることによって、新たな重機の購入なども可能となり、雇用の維持も図れる。

特に、主だった産業のない中山間地域においては、公共工事はある意味で産業でもあり、公共事業費の確保について配慮が必要と思われるが、所見を伺う。

次に、土木建設行政に関する二点のお尋ねのうち、まず、中山間地域における公共事業費の確保についてです。

本県では、高齢化や過疎化が急速に進む中山間地域の活性化を図るため、様々な取組みを進めているところでありますが、中でも、くらしの安心・安全基盤の強化に向けた社会資本整備やその担い手となる建設業者の存続は、重要な課題の

一つであると認識しております。

このため、公共事業においては、都市部等における費用対効果の大きな事業に限らず、中山間地域における防災上必要な道路事業などについても、幅広く予算の確保に努めているところです。

また、公共工事の発注に当たっては、競争性を保ちつつ、工事の規模に応じた業者ランクと、地域特性に配慮した要件を設定するなど、地域の建設業者の受注機会の確保に努めているところです。

例えば、お示しのあった道路の維持管理や除雪については、地域住民の生活や救急・防災活動にも直結することから、必要な予算措置を講じるとともに、緊急事態に速やかに対応できるように、すべて地域の建設業者に発注しております。

県としては、このような考え方のもと、今後とも、地域の安心・安全に必要な予算の確保に努めるとともに、地域の建設業者の経営維持に繋がるような発注単位の工夫などに取り組んでまいります。

### 3 土木建設行政について

#### (2) 他分野参入建設業者への支援について

建設業の構造的不況に対する対応策として、建設業者の他分野進出として、農業分野において、ブルーベリーやニンニクなどの栽培に進出している会社がある。

他分野への参入は、季節的に公共事業が減少する時期に、従業員を有効活用する対策として、建設業者がトラックやユンボ、ブルドーザーなどの重機を所有していることから、ま

た土を扱うことに慣れているという理由で、農業への参入が進み、現在は23社になっていると伺っている。

しかし、私が聞く限り、黒字を出している業者はないようである。この業界の苦境はこれからも続くと思われる。

他分野への参入に当たって、より効果的な支援が必要だと思うが、所見を伺う。

次に、他分野参入建設業者への支援についてです。

建設業を取り巻く環境が、一段と厳しさを増す中、県としても、建設業者の経営基盤強化を図る上で、農業を始め、環境や介護・福祉などへの新分野進出は重要な課題であると考えております。

このため、県では、中小企業診断士を活用した経営相談会やセミナーの開催などを通じて、新分野進出を支援してきたところであり、特に、農業分野においては、農業技術や営農に関する専門的な相談にも対応できるよう、農業施策との連携を図ったところです。

さらに、本年度からは、既に新分野に進出した建設業者も経営相談会の対象者に加えたほか、経営に関する地域レベルでの支援を行うことを目的として、昨年11月に周南市と宇部市に、市や商工会議所等の関係機関で構成する「建設業新分野進出支援地域連絡会議」を新たに設置し、販路開拓や空き店舗等の情報提供を行うなど、進出後の経営課題を解決するための体制を整備したところであります。今後は、さらに、この体制を県下全市町に拡大することにより、主体的に経営多角化を図る建設業者が実効性の高い支援を受けられるようにしたいと考えております。

県としては、今後とも、アンケート調査等により、新分野



進出に係るニーズの把握に努め、経営基盤の強化を目指す建設業者の主体的な取組みが円滑に進むよう、引き続き、必要な支援に取り組んでまいります。

#### 4 中山間地域対策について

中山間地域対策については、平成18年に中山間地域振興条例を制定し、中山間地域づくりビジョンにあるように、多くの振興策が講じられているが、抜本的な解決には至っておらず、延命対策に過ぎないというのが正直な感想である。

Uターンされた方が集落の中心になって、地域の高齢者の買い物や通院などのお世話をされ、地域の住民の方々の生活が守られている事例もあるが、そのような恵まれた地域は少ないのが現状である。

時間を追うごとに、益々厳しくなる中で、定年後Uターン世代や若い世代に中山間地域の集落に住んでいただくことが必要と考えるが、中山間地域の集落対策についての所見を伺う。

中山間地域対策についてのお尋ねにお答えします。

中山間地域の集落対策につきましては、地域住民が安心して住み続けることができるよう、定住環境の整備を促進するとともに、県では、集落機能を維持するため、複数の地域による新たなコミュニティの組織化の支援などに取り組んでまいりましたが、小規模・高齢化集落の中には集落の機能を維持することが困難となる地域が出てくるなど、厳しい状況におかれています。

こうした中において、お示しのような、幅広い世代の新たな定住者の確保は、中山間地域における活力の維持・創出を図る上で、重要な取組であると考えております。

このため、県では、移住に関する相談対応・情報提供を行うとともに、三大都市圏で開催される移住フェアへ出展するなど、本県へのUJターンを積極的に働きかけております。

また、受け入れの中心となる市町においても、各地で空き家バンクが開設されるとともに、岩国市の「移住応援団」や山口市の「定住サポーター」など、中山間地域における移住者の受入態勢の整備が進み、UJターン者数が増加しております。移住された方の中には、地域資源を活かした事業を起業し、地域の魅力を発信しておられる方や、地域活動の中核となって活躍されている方も見受けられます。

県としましては、今後とも、市町と連携してUJターンを積極的に推進するとともに、中山間地域の基幹産業である農林水産業の新規就業者の確保・育成や、住民自らが地域の将来像を描いた「地域の夢プラン」の具現化の支援などにより、中山間地域の集落対策に取り組んでまいります。

## 5 健康福祉行政について

稀少な難病のため在宅療養生活をおくる患者は、疾患の苦しみに加えて社会的弱者の苦しみを経験しており、生活の質を向上させるためには、患者が社会的に置かれている状況を含めて、病いの認知を深める必要があるように思われる。

難病患者の様々なニーズに対応し、きめ細やかな相談・支援が行えるよう、「難病相談・支援センター」の取組

みの充実が必要と考えるが、県としてどのように進められるのか伺う。

健康福祉行政に関し、難病についてのお尋ねです。

難病は、お示しのとおり治療法が未だ確立しておらず、長期にわたる療養により、患者や介護を行う家族の身体的・精神的な負担が大きいことから、患者や家族の不安を和らげ、安定した療養生活が確保できるよう、相談・療養体制の整備などの支援が必要となります。

このため、県では、より身近な地域において、患者等からの相談に応じるとともに、難病に関する情報が得られ、また患者同士の交流にもつながるよう、平成19年4月に、各健康福祉センターに、お示しの難病相談・支援センターを設置し、きめ細やかな相談・支援に取り組んできたところです。

こうした中、患者の方からは、長期にわたる療養生活への不安等について、心理の専門家にも相談したい、という要望が寄せられており、こうした御要望にお応えするため、来年度は、これまでの社会福祉士や訪問看護師に加え、新たに臨床心理士にも相談できる体制をつくることとしております。

また、患者の数が少なく、患者同士の交流が難しい疾患についても、講演会や交流会を開催して欲しい、という、要望があることから、来年度は、こうした方々を対象とした講演会や交流会を開催し、難病に関する情報提供や交流

の促進に努めてまいります。

県といたしましては、今後とも、市町や関係機関等と連携しながら、難病相談・支援センターの充実を図り、患者や家族の方々の支援に努めてまいります。

## 6 観光行政について

（韓国は、国を挙げてのイメージ戦略が功を奏しているが、山口県の観光イメージ戦略は如何か。）

他県の人から見ると、「山口県は明治維新を成し遂げ、有名な政治家を何人も輩出した県」というイメージが強いようだが、そのことがほとんどアピールされていないように思われる。

本県が誇る歴史、人物を中心とした観光イメージ戦略を展開していけば、もっと多くの観光客に本県を訪れていただくことができると考えるが、観光イメージ戦略についてご所見を伺う。

私からは、観光行政についてお答えいたします。

私は、本県は明治維新胎動の地、発祥の地として、全国的に広く知られていると思っておりますが、このことが山口県全体の観光のイメージとして必ずしも定着をしておらず、本県の観光客誘致には十分結びついてこなかったのではないかというふうに、私も思っております。

これまでも各地域におきましては、明治維新をイメージしたキャンペーンやイベント等は展開をされてまいりましたが、今後は、県内各地に豊富に残るゆかりの史跡等を面として捉えて結びつけて、県全体として発信する戦略展開が重要であ

ると考えております。

こうした考え方のもとで、このたびの「おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン」では、「明治維新150年祭」と題して、県内全域で明治維新にちなんだ多彩なイベントや、萩市、山口市、防府市の関係者等が一体となった歴史街道「萩往還」をテーマとした広域観光イベントを集中的に展開することといたしております。

2018年が明治に改元されて150年の節目に当たることでもありまして、今回のこのキャンペーンを契機に、明治維新の舞台となった山口県を全国に強くアピールをし、キャンペーン後の取組にもつなげることによりまして、本県観光のイメージとして確立をしていきたいと考えております。

こうした取組に加えまして、本県観光のイメージを高める上で、県民の皆さんが自らの住む地域を愛し、その魅力を積極的に発信をしていただくということが重要であります。従いまして、今回のキャンペーンの中でも、「ぐるるん！山口」県内周遊観光キャンペーンや、観光案内人検定を実施をし、県民の皆さんに、本県の魅力を再発見をし、口コミ等により、積極的に情報発信をしていただけるように努めていきたいと考えております。

さらに、アピール性の高いメディア戦略も重要となりますので、本県を舞台とした映画やテレビドラマの誘致にも、地元と連携をして取り組んでまいります。

私は、市町、関係団体、県民それぞれが持つ力を結集して、また、運も味方にしながら、明治維新の地としての本県の観光イメージを全国に向けて強力に発信をしていきたい、全力で取り組んでまいりたい、と考えております。

## 7 警察行政について

信号機の新設、廃止また今後、老朽化した信号機に対する対応など、今後の取組みについて所見を伺う。

交通信号機の設置、管理に関するご質問にお答えをいたします。

交通信号機の設置につきましては、毎年計画的に整備し、本年2月末で県内に2,766箇所設置しております。

その中で、議員ご指摘のように、信号機の設置後において、新興住宅地や商業施設の整備による周辺環境の変化や、バイパスの新設や小学校の廃校による交通実態の変化等に伴い、信号機の必要性が低くなった箇所も見受けられます。

そのため、県警察では、信号機設置後の状況について検証を行い、必要性が低くなった信号機の廃止・移設を検討しております。

平成24年度に向けては、現在44箇所を対象に、今後廃止等について検討していくこととしております。

また、信号機の管理につきましては、毎年全ての信号機について保守業者による点検を実施し、機能の維持管理に努めております。

その結果、平成23年度は、柱に亀裂が生じているものや機器の表面に錆の浮いているものなど、劣化の著しい信号柱114本、制御機10基を取替えたところであります。

県警察といたしましては、今後も、道路環境や交通の流れ、交通事故の発生状況等を総合的に検討し、道路利用者や地域住民の方の意見も踏まえながら、交通実態に即した信号機の設置、廃止及び適切な管理に取り組んでいく考えであります。